平成25年 8月15日 水管理·国土保全局 防災課

平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨及び暴風雨による 災害復旧事業の査定の簡素化について (お知らせ)

平成25年6月8日から8月9日までの間の豪雨等による被災地域の早期復旧を支援するため、 災害復旧の迅速化に向け、次のとおり自治体の災害復旧事業の査定を簡素化することとい たしましたのでお知らせします。

①総合単価使用限度額の拡大

積上げ積算をしなくてもよい限度額を拡大

- ■山口県、福島県:1千万円未満(通常)→5千万円未満
- ■岩手県、秋田県、山形県、新潟県、島根県:1千万円未満(通常)→2千万円未満
- ②机上査定額の拡大

実地によらずに査定ができる限度額を拡大

- ■山口県、福島県:3百万円未満(通常)→1千万円未満
- ■岩手県、秋田県、山形県、新潟県、島根県:3百万円未満(通常)→6百万円未満
- ③設計図書の簡素化

落橋や土砂崩落等により被災状況の確認が困難である場合、設計書添付図面を必要最 小限に簡素化

■山口県、島根県

問い合わせ先

国土交通省水管理・国土保全局

防災課 課長補佐 向井 正大 (内線35752)

電話 代表 03-5253-8111

直通 03-5253-8458

FAX 0.3 - 5.2.5.3 - 1.6.0.7